

【別記 1 保安距離】

(危政令第9条第1項)

1 保安距離の起算点等

危政令第9条第1項第1号イからへまでに掲げる建築物等(以下「保安物件」という。)との間に保たなければならない距離(以下「保安距離」という。)は、水平距離によるものとし、当該距離の起算点は製造所等と保安物件との両者の外壁又はこれらに相当する工作物の外側相互間の距離をいい、次によること。(昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑)

- (1) 製造所等が建築物の場合は、当該建築物の水平投影面からとすること。なお、当該建築物の外壁面から突出している屋根又は庇等が1mを超えるものについては、保安物件から当該屋根又は庇の先端までとする。
- (2) 附帯設備のある場合、又は屋外のプラント設備等の装置等においては当該設備等の最も外側からとする。(◆)

2 危政令第9条第1項第1号イに規定する保安物件については、次によること。

- (1) 住居の用に供するものは、専用住宅、共同住宅、店舗併用住宅及び作業所併用住宅とし、その他の工作物で住居の用に供するものは、台船、廃バス等を住居に供しているものとする。
- (2) 宿直室は住居の用に供するものとは解されない。(昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑)
- (3) 住宅敷地内倉庫は住居の用に供されるものではない。(昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑)

3 危政令第9条第1項第1号ロに規定する保安物件については、次によること。

- (1) 学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設は、直接その用途に供する建築物(学校の場合は、教室のほか体育館・講堂等、病院の場合は、病室のほか手術室・診察室等を含む。)とし、附属施設となされるものについては、当該施設に含まないものとする。
- (2) 製造所等と学校との保安距離は、敷地境界線からでなく児童、生徒等を収容する建築物等自体から測定する。(昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑)
- (3) 危規則第11条第3号に規定するその他これらに類する施設は、観覧場及び集会場とする。(◆)
- (4) 百貨店は、学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設に該当しない。(昭和51年9月22日消防危第56号質疑)

- 4 危政令第9条第1項第1号二に規定する保安物件については、次によること。
- (1) 製造所等と高圧ガス施設との保安距離については、敷地の内外にかかわらず、原則として所要の距離を必要とする。ただし、高圧ガス施設と製造所等とが不可分の工程にある場合、又は危険物及び高圧ガスの種類、周囲の地形、取扱いの実態等の状況から判断して、危政令第23条を適用し、所要の距離をとらないことができる。
(昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑、昭和38年10月3日自消丙予発第62号質疑)
 - (2) 石災法第2条第2項に規定する石油コンビナート等特別防災区域に設置される製造所及び一般取扱所と高圧ガス施設との保安距離については、次に掲げる例のように、当該施設との位置関係等から安全上支障がないと判断できる場合には、緩和することができる。(平成13年3月29日消防危第40号通知)
 - (3) 製造所等と高圧ガス施設との距離は、製造所等が保安物件に対して保たなければならぬものであり、高圧ガス施設が製造所等に対して保有すべきものではない。
(昭和41年2月12日自消丙予発第24号質疑)
 - (4) 栈橋に設置された製造所等(移送取扱所を除く。)及び高圧ガス施設については、その形態が配管による船舶に係る荷役施設であり、かつ、危険物の荷役と高圧ガスの荷役が同時に行われない場合は、危政令第23条を適用し、維持管理上必要な距離として差し支えない。(昭和57年3月31日消防危第43号質疑)
- 5 危規則第12条第1号及び危告示第32条第2号に規定する移動式製造設備が常置される施設とは、いわゆる高圧ガスのバルクローリーのように移動式製造設備及び高圧ガスを運搬するための容器の双方を固定した車両が常置される車庫等を指すものであること。
なお、危規則第12条第2号及び危告示第32条第2号に規定する貯蔵所において、高圧ガスの製造のための設備が移動式製造設備である高圧ガスの製造のための施設により高圧ガスの貯蔵がなされる場合には、当該貯蔵所から当該規定に定める距離を保つ必要がある。(平成10年3月4日消防危第19号通知)
- 6 既設製造所等の上空へ危政令第9条第1項第1号ホ及びヘに規定する特別高圧架空電線を設置することについて、当該製造所等周囲に保護措置を講ずることとしても保安距離の特例は認められない。(昭和53年4月13日消防危第48号質疑)
- 7 危政令第9条第1項第1号ただし書については、次によること。
- (1) 一般住宅等に近接して新たに製造所等を設置する場合において、保安距離の短縮として危政令第9条第1項ただし書(防火上有効な塀を設けること。)の規定を適用することは適当でない。(昭和39年9月30日自消丙予発第107号質疑)

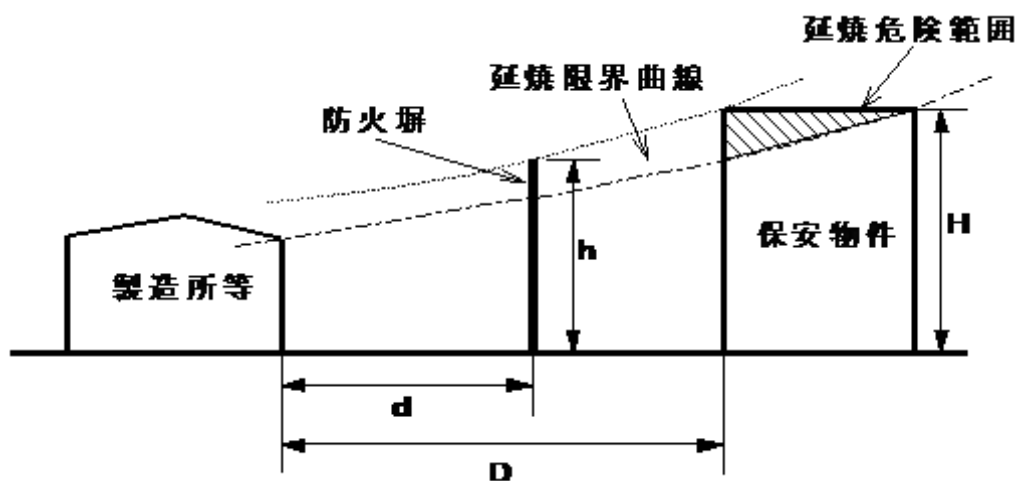
(2) ただし書の適用は、製造所等そのものに変更がなくとも、製造所等の設置後、当該製造所等の周辺に、新たに保安物件が設置される事態が発生した場合に適用されるものである。(◆)

(3) 製造所等又は危政令第9条第1項第2号イから八までに掲げる保安物件の変更により保安距離が不足する場合の防火上有効な塀は、次によること。(昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑)

ア 塀は、原則として保有空地の外側に設けること。ただし、耐火構造とする場合はこの限りでない。

イ 製造所等の壁が防火塀を設けた場合と同等以上の効果があると認められる場合は、当該壁をもって塀に替えることができる。この場合、塀は耐火構造とし開口部は設けないこと。

ウ 塀の高さは、次式により求められる数値とし、2 m未満となる場合は2 mとすること。



$$h = H - a (D^2 - d^2)$$

h : 防火塀の地盤面からの高さ

H : 保安物件の地盤面からの高さ

a : 延焼限界曲線の形状係数で次表による

d : 製造所等から防火塀までの距離

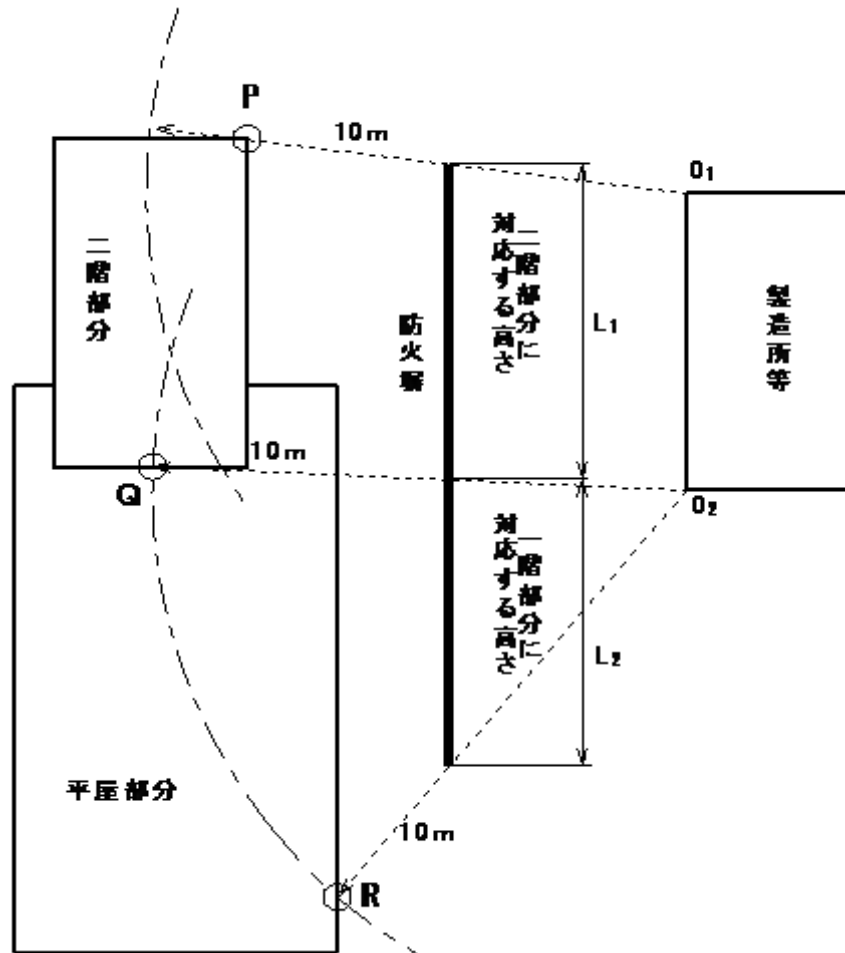
D : 製造所等から保安物件までの距離

区 分	a の数値
○住宅、学校、文化財等の建築物が裸木造のもの ○住宅、学校、文化財等の建築物が防火構造又は耐火構造で製造所等に面する部分の開口部に防火戸が設けていないもの	0.04
○住宅、学校、文化財等の建築物が防火構造で製造所等に面する部分の開口部に防火戸が設けているもの ○住宅、学校、文化財等の建築物が耐火構造で製造所等に面する部分の開口部に防火戸が設けているもの	0.15
○住宅、学校、文化財等の建築物が耐火構造で製造所等に面する部分に開口部がないもの又は開口部に特定防火設備が設けているもの	∞

工 塀の幅は、製造所等の各部分から保安物件に向かって保安物件に対する保安距離まで円弧を描いたときに、円弧内に入る保安物件の各部分が製造所等から水平で見通せない範囲までとする。

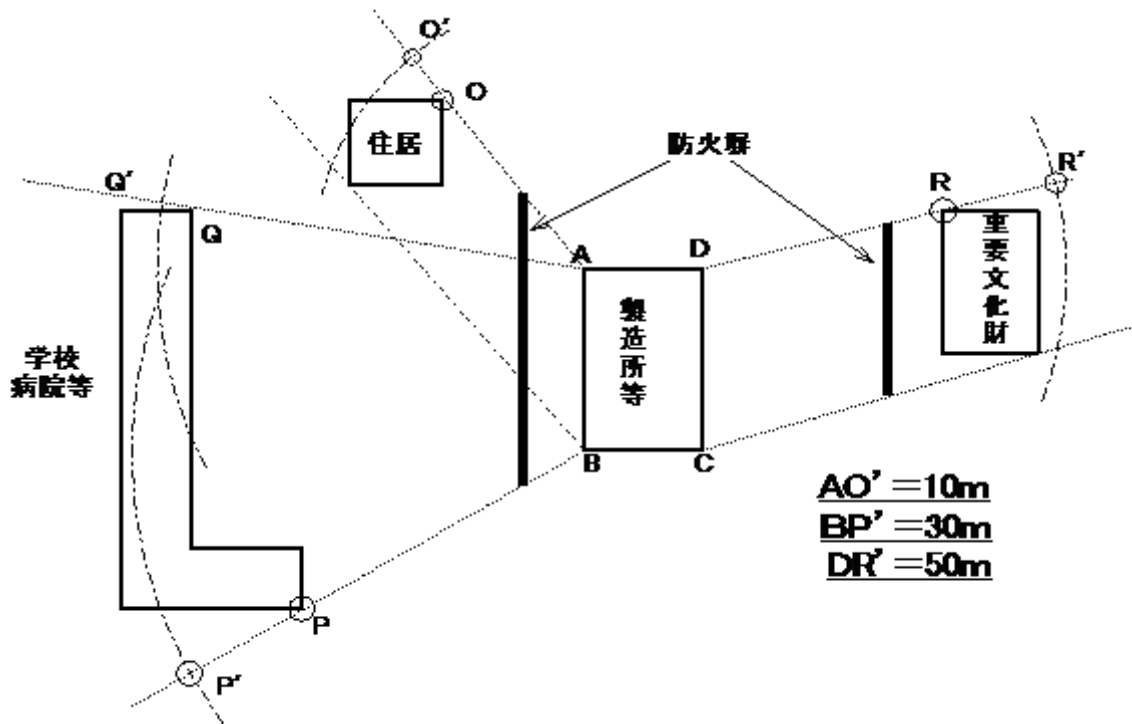
[算定例 1]

防火塀の長さの算定方法は、次図のように製造所等の外壁の両幅端O₁、O₂からそれぞれの保安距離 10m（住居）の円を描き保安距離に抵触する対隣建物の角P、弧との交点Q、RをもとめO₁とP、O₂とQ及びRをそれぞれ直線で結び、対隣建物の構造に対応する防火塀の長さL₁・L₂を求める。



[算定例2]

危政令第9条第1項第1号イ、ロ、ハの保安対象物に面する場合



8 保安距離の起算点等については、次によること。

- (1) 保安距離は、水平距離によるものとし、当該距離の起算点は製造所等と保安対象物件との両者の外壁又はこれに相当する工作物の外側相互間の距離をいう。(昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑)
- (2) 外壁面から突出している建築物の屋根又はひさしの長さが1mを越えるものについては、保安対象物件から当該屋根又はひさしの先端まで測定する。(*)